

平成22年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 平成22年11月25日 午後 4時00分

閉会日時 同 上 午後 4時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長職務代理者 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 遠 藤 勝 男
委 員 秋 本 則 子
教 育 長 山 崎 喜 久 雄

欠席委員 委 員 長 佐 藤 昭

議場出席委員

・教 育 次 長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶 務 課 長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・施 設 課 長	齋藤 登	・学 務 課 長	土肥 直人
・指 導 室 長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	今關総一郎	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	梅田 義郎

書 記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長職務代理者 面田 博子 午後4時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 山崎 喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長職務代理者 それでは、ただいまから平成22年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日は、佐藤委員長から、病気により欠席との届け出をいただいておりますので、職務代理人としての私が議事を進めさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第38号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第38号についてご説明させていただきます。議案をお開き願いたいと思います。

本件は、区長からの意見聴取でございます。葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、異議のない旨を区長に回答するというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、区長から送付された条例案がございます。条例案の内容は、教育長の給与の月額を78万2,000円から77万9,000円に改めるというものでございます。3,000円の減でございます。

施行日は、平成23年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長職務代理者 庶務課長からご説明がございましたが、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長職務代理者 では、お諮りいたします。

議案第38号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認め、議案第38号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、提案理由を含め、ご説明をいたします。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出いたします。

「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、別添の条例案について異議のない旨を区長に回答するというものでございます。

幼稚園教育職員の給与につきましては、平成22年10月12日に行われました特別区人事委員会の勧告に従い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。改正条例は2本立てでございます。まず1ページのところでございますけれども、第1条は、主に平成22年度の給与支給に関する内容であり、6ページになりますが、第2条、平成23年度の給与支給に関する内容でございます。

まず、第1条の改正点についてご説明いたします。主な改正点は3点でございます。

1点目は、期末・勤勉手当の支給月数の改正でございます。12月支給分、勤勉手当の支給月数を、一般職員分が「100分の70」から「100分の65」へ100分の5引き下げ、管理職職員分が「100分の90」から「100分の85」へ100分の5の引き下げを行うものでございます。また、3月支給分、期末手当の支給月数につきましても、一般職員、管理職員ともに「100分の25」から「100分の10」へ100分の15の引き下げを行うものでございます。

2点目は、幼稚園教育職員の給料表の改正でございます。特別区人事委員会の勧告給料表に従い、平均でマイナス0.3%の改正を行うものでございます。

3点目は、地域手当の本則化に伴い、経過措置を明記した附則第5条を削除するというものでございます。また、その他所要の事項についても改正を行うものでございます。

改正について第1条関係は以上でございます。

次に、第2条の改正点でございます。6ページ以降になります。

改正条例第2条は、平成23年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。未改正の支給月数と今回改正された支給月数を再配分し、一般職員分期末手当を6月期1.15月、12月期1.20月、3月期0.25月の合計2.60月、勤勉手当を6月期、12月期ともに0.675月、3月期は0月ということで、合計1.35月ということでございます。また、管理職分におきましては、期末手当を6月期0.95月、12月期1.00月、3月期0.25月の合計2.20月、勤勉手当は6月期、12月期ともに0.875月、3月期は0月ということで、合計1.75月に改正するものでございます。また、その他所要の事項につきましても改正を行うものでございます。

第2条関係は以上でございます。

また、改定の実施時期でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の交付日から実施する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長職務代理者 ただいま指導室長からご説明がございましたが、質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長職務代理者 それでは、お諮りいたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認め、議案第39号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第40号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 議案第40号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由を含め、ご説明をいたします。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、勤勉手当の支給割合を改める必要がありますので、本案を提出するものでございます。

規則の改正点は、支給月数の改正でございます。勤勉手当の場合、幼稚園教育職員の給与に関する条例で支給割合の上限が定められており、その範囲の中での支給割合を教育委員会規則で定めることになっているためでございます。一般職員の12月勤勉手当支給月数を「100分の70」から「100分の65」へ100分の5引き下げるものでございます。また、管理職の12月勤勉手当の支給月数につきましても「100分の90」から「100分の85」へ100分の5引き下げるものでございます。

説明は以上でございます。

なお、この規則改正は、本来、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が原案どおりに可決した後にお諮りするものでありますが、可決予定日11月30日以降に再度教育委員会を開催することが日程上困難であるため、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の原案可決及びその同じ日付の同条例の公布を条件として、本教育委員会へお諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長職務代理者 指導室長から説明がございました。ご質問等ございますか。

(「ありません」の声あり)

○委員長職務代理者 それでは、お諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認め、議案第40号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決といたします。

これで議案の審議を終了いたします。

では、報告事項等に入ります。

報告事項等1「東金町中学校プール用水の流失について」をご報告願います。

施設課長。

○施設課長 それでは、報告事項等1の「東金町中学校プール用水の流失について」、ご説明いたします。

この件に関しましては、11月9日に開催されました第11回定例会でもご報告いたしましたが、今回は資料をご用意いたしました。まず、このことを初めに区が知ったのは水道局からの連絡でした。9月15日に水道局より「東金町中学校のプールの水の使用料がメーター上膨大な数値になっているので、現地を調査したい」との連絡がございました。そのため、翌16日に施設課及び営繕課職員の立ち会いのもと、水道局の職員4人が現地調査を実施いたしました。また、施設課でもこれとは別に専門業者に独自で漏水の状況調査を委託しましたが、大きな漏水は確認できませんでした。

その後、水道局より毎日の水道使用量がわかったと連絡がありました。これによりますと、8月4日から8月10日までの7日間で約6,500立方メートルが流出したことが判明いたしました。施設課では、この間にバルブの閉め忘れがあったものとみて、学校長に状況を確認いたしました。施設課では、原因についてはわかりませんでした。また、指導室においても、学校長やプール担当の教員からこの期間の利用状況やバルブの閉め忘れや誤操作の事実について詳しく事情聴取いたしました。閉め忘れ等の人的ミスについては確認できませんでした。学校長は、外部からの侵入者の可能性についても言及しております。

教育委員会では、学校内部における人為的ミスであるとの特定ができなかったため、外部によるいたずらの可能性があることから、警察に被害届を提出いたしました。現在のところ、加害者を特定できるような情報は得られておりません。

再発防止策でございますが、そこにございますように、プールを使用しない期間や時間帯は容易にバルブ操作ができることのないようにいたします。これにつきましては、東金町中学校のほかに五つの学校でチェーンや南京錠で対策済みでございます。また、プール使用期間は毎日、プール使用後にバルブ及びメーターの点検を行うほか、東金町中学校のプールは校舎から離れたところにありますので、プール使用がない期間にも巡回を行い、施設管理を徹底いたします。

さらに、本件を踏まえまして、適切なプール管理など、再発防止について改めて校長会や副校長会で周知徹底いたしました。

説明は以上でございます。

○委員長職務代理者 今、施設課長から説明がございました。ご質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 2番目としまして、再発防止策が載っておりますが、4点、まずこれを徹底してやっていただきたいというのが私どもの気持ちであります。同時に、防止策でありますから、これからという感じもしますが、「〇〇をする」、あるいは「〇〇を行う」「〇〇を徹底する」ということの間にも、やはり時間はどんどんどんどん過ぎていくのではないかと思います。そういう意味では、この「する」ではなくて、例えば「容易にバルブ操作ができないようにする」というよりも、具体的に、「チェーンを巻いて、もうやっています」というようなところまで踏み込んだ対策がとれているのかどうかということをお教えいただければと思います。

○委員長職務代理者 施設課長。

○施設課長 まず、この再発防止策を徹底することにつきましては、全くそのとおりでありまして、二度とこういうことが起きないように校長、副校長、それと、メールで、各学校、校長、副校長以外の他の先生方にも伝わるように再度通知したいというふうに思っております。

それと、「〇〇する」という表現になっておりますけれども、先ほどもご説明いたしましたので、もう既に東金町中学校のほかに五つの学校で露出しているバルブがあることがわかりましたので、速やかにチェーンと南京錠で動かないような対策を講じております。

それと、プール使用後にバルブ及びメーターの点検を行うということにつきましても、校長会、副校長会でこれについてお願いしましたので、もう既に行われていると。プールの期間は終わりましたけれども、プールをやっている期間につきましてはこのことが徹底されていたというふうに認識しております。

それと、東金町中学校のプールにつきましては離れておりますので、二度とこういうことがないように、校長先生にはしっかりお話をさせていただいております。

それと、周知徹底につきましても、メール等で改めてやっていこうと。これはまだ今後になりますけれども、改めてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長職務代理者 そのほかご質問等ございますか。

松本委員。

○松本委員 11月9日の定例会での報告のときも申し上げたのですが、区民の皆様のご感覚としては、自分たちの納めた貴重な税金が水で流れたということは大変立腹されていると思います。それで、先ほどから出ていますように、再発防止を徹底していくことが大切だと思います。特定できなかったわけですが、いたずらだとしたら、プールの期間以外にもまた起こり得ることで、徹底して人為的に栓があげられないようにしておくこと。それから、7日間流れていることを管理できなかったというところに今回の大きな流失事故になったと思います。今後、水の点検、管理についての意識を区民感覚に持って学校の職員が当たれるように、校長に通知しても末端までなかなか意識できないという今までの経験がありますから、末端ま

で心を強くして管理していくということを徹底していきたいなと思います。

以上です。

○委員長職務代理者 その他。

施設課長。

○施設課長 委員がおっしゃるとおり、区民感情といたしましたら、私もこの件について区民の方から直接お話を伺いましたけれども、確かに、「貴重な税金をこんなことに使ってもらうのは困る」というふうなお話も伺っております。学校長を初め、学校の先生方全員がそういう認識のもとに今後対策を講じると同時に、気持ちを入れかえてくれるように私からも働きかけていきたいと思っております。

○委員長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次に、報告事項等2「慰謝料請求控訴事件の判決について」をご報告願います。

指導室長。

○指導室長 報告事項等2「慰謝料請求控訴事件の判決について」、ご報告をいたします。資料をごらんください。

初めに、事件の概要についてご報告をいたします。

原告は、スクールカウンセラーとして平成17年4月から小学校に勤務をしておりました。原告の主張の要旨は、(5)にありますように、毎年雇用が更新されていたが、平成20年度の継続がされなかったことに対して、期待権を不当に侵害されたとして、国家賠償法に基づき、慰謝料200万円及び遅延損害金の支払いを求める訴えを東京地方裁判所へ平成20年12月24日に提起した。しかし、そのことが認められなかったために、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起したものでございます。そして、裏面になりますが、訴訟の内容の(6)の判決のとおり、東京高等裁判所は控訴を棄却する旨の判決をしたものでございます。

事件の経過でございます。

平成20年12月24日訴えの提起、平成22年4月26日判決言い渡し、同年5月21日控訴の提起、同年9月22日第1回口頭弁論、10月4日第2回口頭弁論、そして11月17日に判決の言い渡しとなりました。

第二審判決の要旨でございます。控訴の棄却。理由は、控訴人請求の理由がないからということで棄却すべきということでございました。基本的には一審と同じ内容でございます。保護者に対して一度注意を受けながら、一般的に承認されたカウンセリング手法を採用していない団体の高額な講座の受講の勧誘を繰り返したことは、再任用を拒絶するに合理的な理由に当たると言え、当該理由により再任用を拒絶することは何ら違法とは言えないということでございます。

報告は以上でございます。

○委員長職務代理者 今、指導室長からご説明がございましたが、質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 高裁での判決が出たわけではありますが、この方は、この案件につきましては最高裁への控訴というのは可能なかどうか、また、そういう動きがあるのかどうか、そこまでつかんでいらっしゃるかどうか、わかりましたらお願いいたします。

○委員長職務代理者 指導室長。

○指導室長 詳細については把握していないところでございますけれども、この間のこの方の動きを見ていると、上告する可能性は否定できないというふうに考えているところでございます。

○委員長職務代理者 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長職務代理者 では、ここで教育委員の皆さんより発言がございましたら、よろしくお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

○委員長職務代理者 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してご説明願います。

○庶務課長 まず、「資料配付」でございます。今回はございません。

また、2の「出席依頼」についてもございません。

3「次回以降教育委員会予定」でございます。12月8日水曜日午前10時からでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長職務代理者 では、よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成22年教育委員会第11回臨時会を閉会いたします。

閉会時刻 16時25分